

インターネットやテレビ・雑誌等の広告を見て、家にいながら商品が購入できる通信販売はとても便利で、幅広く利用されています。それに伴い、悪質な広告による消費者被害も増加してきています。

こうしたトラブルを防ぐため、日本広告審査機構(JARO)の講師から広告の仕組みや、見る際のポイントなどについてのお話をうかがいます。



知ってナットク!

通信販売の広告のミカタ

日 時 令和6年5月23日(木)

13時30分～15時

会 場 まちなかキャンパス長岡

3階301会議室

(長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト)

講 師 公益社団法人日本広告審査機構(JARO)

審査部 西中 典子 さん

定 員 40人(先着順)

申込方法 ①お電話で

☎ 32-0082 (長岡市消費生活センター)

②QRコード(LoGo フォーム)から



参加
無料

5月は「消費者月間」です

消費者月間とは

消費者保護基本法（消費者基本法の前身）が昭和43年（1968年）5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年（1988年）から毎年5月を「消費者月間」として、消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業を集中的に行っています。

令和6年度消費者月間統一テーマ（消費者庁）

デジタル時代に求められる消費者力とは

テーマの趣旨

デジタル化やAI等の技術が急速に進展し、そのスピードがかつてなく速くなる中で、わたしたち消費者を取り巻く取引やサービス、コミュニケーションも急速に変化し、利便性が増す一方、リスクも多様化しています。

そうしたデジタル時代において、わたしたちが安全・安心かつ豊かな消費生活を送るために、今、求められる「消費者力」とはどのようなものでしょうか。

デジタルサービスの仕組みやリスクへの理解、情報に対する批判的思考力、適切に情報を収集・発信する力、これらのアップデートを続けていくとともに、「気づく・断る・相談する」というこれまでも必要とされた基礎的な力も引き続き高めていくことが求められています。

自立した消費者としてデジタル時代の消費生活を楽しむため、求められる「消費者力」とは何かを考え、高める機会となるよう、令和6年度の消費者月間においては、「デジタル時代に求められる消費者力とは」を統一テーマとして掲げます。

トラブルにあわないために

知って安心の
最新情報を get して消費者力 up !

国民生活センター
ホームページ



トラブルにあったら

FAQ 形式でトラブル解決を支援 !

国民生活センター
消費者トラブル FAQ

